事　務　連　絡
令和２年６月５日

放課後等デイサービス事業所　管理者様

石川県健康福祉部障害保健福祉課

学校再開後等の放課後等デイサービス事業所の対応について（その２）

各事業所におかれましては、平素より本県の障害福祉サービスにご協力いただくとともに、日々、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に対応いただき深く感謝申し上げます。

学校再開後等の放課後等デイサービス事業所の対応については、５月２１日付け事務連絡でお知らせしたところでありますが、別添の「緊急事態措置を実施すべき区域の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について（その２）」（令和２年５月２８日付け厚生労働省事務連絡）、『「緊急事態措置を実施すべき区域の解除に伴う放課後等デイサービス事業所の対応について（その２）」に係るＱ＆Ａ』（令和２年６月３日付け厚生労働省事務連絡）を踏まえまして、下記のとおり取扱いを変更いたします。

各事業所におかれましては、引き続き感染防止対策を行っていただき、利用者の受入れを行っていただきますようお願いいたします。

記

１　平日の学校休業日単価の適用の終了日の延長について

５月３１日まで→６月１４日まで延長

※６月１５日以降は、平日は休業日単価ではなく通常通りの単価となります。
併せて、学校臨時休業期間の休業日単価の適用による利用者負担増加分についても、６月１４日までは公的補助が行われます。

２　自主的な利用自粛における代替的支援の提供時の利用者負担について

医療的ケアが必要な児童や基礎疾患等がある児童等においては、学校再開後も新型コロナウイルス感染症防止のための自主的な利用自粛が想定されます。この場合は個別に市町に相談したうえで、代替的支援を提供すれば、報酬を算定することが可能です。

また、５月２１日付け事務連絡にて、代替的支援に対する利用者負担の公的補助については、学校の臨時休業期間中の利用分のみが対象となるとお知らせしましたが、令和２年６月３日付け厚生労働省事務連絡Ｑ５にあるとおり、代替的支援の提供について市町から報酬の算定が認められた場合は、利用者負担の全額公的補助についても引き続き行われます。

＜事務担当＞
石川県障害保健福祉課
自立支援グループ
Tel：076-225-1428